

第20回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成24年7月9日(月)午後1時15分から午後3時まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

青木千代美, 太田久弥, 加藤亮, 菅野篤, 小池隆, 小磯武男(委員長), 齋藤弘子, 錫谷達夫, 中野重孝, 武藤正隆, 力丸美彦(五十音順, 敬称略)

(説明者)

北村事務局長, 中井川民事首席書記官, 川井刑事首席書記官, 柴山事務局次長, 内山総務課長, 池田民事訟廷管理官, 庄司簡裁庶務課長, 川村簡裁主任書記官

(庶務)

藤倉総務課課長補佐, 渡邊総務課広報係長

第4 議事等

1 開会(内山総務課長)

2 委員の交代

松谷佳樹委員が転出のため退任し, 加藤亮委員が4月10日付けで, 辺見俊彦委員が任期満了で退任し, 菅野篤委員が6月26日付けでそれぞれ任命された旨及び地方裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長に事故ある場合の代理者として加藤亮委員が指名された旨説明。

3 新任委員の自己紹介

4 議事及び質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】

(1) 前回の委員会で議題となった「福島地方裁判所管内のDV事件について」の補足説明(中井川民事首席書記官から説明)

特に意見等は無かった。

(2) 簡易裁判所の民事事件手続について(庄司簡裁庶務課長から説明)

冒頭, 庁舎内のラウンドテーブル法廷, 調停室及び相手方待合室を見学した。

《意見交換》

- ラウンドテーブル法廷は, 話しやすい雰囲気での造りであった。待合室については, 細長くて狭く暗い印象を受けた。ポスターを貼るとか明るいイメージ作りをされてはどうか。
- 新しい庁舎では今よりも広くなるのか。
- ◎ 現庁舎と大体同じ仕様になると思われる。

《手続案内用ビデオ「簡易裁判所の手続案内」を視聴》

- 少額訴訟手続については, 一般にあまり知られていないのではないかと。調停手続については比較的知られているようだ。
- 民間では簡易裁判所の手続を知らないと思う。自分自身も民事訴訟を選択したら良いのか, 最初から弁護士を委任したら良いのかが分からなかった。
- 福島調停協会では調停手続についての広報活動を行っているが, 裁判所では, 手続案内のパンフレットを司法書士会や法テラス, 弁護士会へ送付しているのか。また, これら機関とどう連携していくおつもりなのかお聞かせいただきたい。
- ◎ これまで各種パンフレットを, 各行政機関, 弁護士会, 法テラス等にある程度の部数を送付してきたところである。機関によっては, 必ずしも窓口に備え置いていただいていないところもあるようであるが, 多くのところで備え置いていただいている。
- 私自身は, このパンフレット等を初めて拝見した。ある程度の大きさの企業では, 困ったときには顧問弁護士へ相談するが, ほとんどの中小企業では顧問弁護士を持っていない。そういったところでも万が一のために, あらかじめこういった手続を知っておいた方が良いと思うので, 一般の方々にも内容を理解してもらおう広報を広く行ってはどうか。

- 困った人が手続案内のために裁判所に行くのか疑問である。パンフレットは分かりやすく良いのであるから、その置き場所が大事ではないか。
- 手続案内等については、裁判所のホームページに掲載されているのであれば、それを周知させるのはどうか。
- 一般の方がよく行かれるのは、市町村の困りごと相談所である。そこにパンフレットを置いてもらうのはどうか。
- 弁護士会や司法書士会は年間を通して無料法律相談を行っているが、裁判所では期間を限定しての無料相談会を行わないのか。
- ◎ 裁判所は、手続を案内する窓口としての話はあるが、具体的な法律相談はできない。手続案内ということであれば、通常は、来庁いただいた都度、手続案内を行っている。
- 調停協会では、昨年からは相談月間を設け、管内全部で11月に開催することとし、リーフレットを活用するなどして相談会を行っている。相談会の周知は、行政窓口を通じて行っているが、各種団体と重なってしまうことがあり、件数が伸び悩んでいるようである。
- 弁護士会では毎週木曜日に有料で相談会を行っている他、市の法律相談を毎週行っており、一人で7、8件の相談をこなしている。また、男女共生センター、法テラス、法律扶助協会や高齢者センターにも赴いて法律相談を行っており、需要の掘り起こしをしているところである。
- 裁判所では、システムとしてこのような手続がありますよという広報はできても法律相談ができないのであれば、結局、弁護士へ頼まなくてはならないとなってしまうのではないか。
- 弁護士強制ではないので、弁護士に依頼するかどうかは個々の事案によると思われる。
- ◎ 少額訴訟で弁護士が関与することはあっても件数としては多くはない。
- 弁護士としては、あまり少額な事件を受任するのは費用の面で限界がある。

少額訴訟制度は弁護士に依頼せずとも利用できるのが良い制度である。

- 司法書士も簡裁民事訴訟事件での代理人となれるし、相談もできる。司法書士会では、高校3年生を対象に、社会に出たときの法律問題について教室を開いている。裁判所も手続案内ビデオ等を高校に貸し出してはどうか。
 - 用語が難しい。法律用語を一般の方は理解していないと思った方がよい。広報用DVD等を利用し、学校教育の中で身近で馴染みやすい周知が図れば良いのではないか。
 - 成人式でリーフレットを配ってはどうか。
 - 税務署や年金事務所は、高校へ出向いて広報活動を行っているようだ。
 - 広報の在り方については、今後もいろいろと検討してみたい。
 - 少額訴訟の件数と弁護士が関与している割合を教えてください。
 - ◎ 福島簡裁での年間件数は約60件である。平成18年は84件と多かった。昨年度の少額訴訟のデータでは、本人申立が66%、弁護士関与が25%、司法書士関与が9%である。
 - 訴訟での成果はどうなっているのか。つまり、訴訟で勝っても回収できているのか。
 - 訴訟後の強制執行手続をどれくらいの方がとっているのかは、データをとっていない。
 - 手続のハードルが低くても、手元にお金が戻らず実効性がなければ意味が無いのではないか。
 - 弁護士や司法書士に相談に来られる方は、回収できなくて苦労されている方である。通常は、訴訟をする前に、相手方の財産を保全しておいて、判決後に強制執行というのが実務の流れである。
- (3) 防災訓練について(内山総務課長から説明)
- 昨年10月に郡山支部の法廷にいたところ地震に遭遇した。同支部の外観がかなり痛んでいるようであるが大丈夫か。

◎ 庁舎は構造上問題ないことを確認しており、大丈夫である。

5 次回テーマ等について

次回テーマは、追って設定することです承された。

6 委員会の公開について

次回委員会以降、委員会の冒頭部分について報道機関に公開の上、委員会終了後、当日の委員会の結果を報道機関にお知らせすることです承された。

7 次回の予定等について

次回開催期日を平成25年2月12日(火)午後1時15分とすることです承された。

8 閉会